

2-1 運動施設の利用について(北エリア)

運動施設の利用にあたっては、「利用調整会議」で定められた大会等（計画書に記載の予定表参照）を優先し、下記のように利用してください。

(1) 「計画書」の利用予定表に記載された大会等について

① 事前打合せについて

- ア 利用にあたって主催者は、大会等の1ヶ月前までに大会要項・組合せ表及びその他必要な書類を持参し、北・中央エリア管理事務所で打合せを行ってください。
- イ カンセキスタジアムとちぎの利用時間は、8時30分から21時まで利用ができます。大会前に準備が必要な場合は、時間外での利用ができます。ただし、競技開始は8時30分からとします。
- ウ 大会等の開催にあたり、運動施設において「制限している行為」（P3参照）が含まれている場合は、別途申請書を提出し承認を得てください。
- エ 大会等の主催者が打合せを行わなかった場合は、当該大会等は取消されたものとします。
- オ 打合せの日時については、必ず北・中央エリア管理事務所に連絡をしてください。

② 内容の取消・変更について

- ア 大会等の取消・内容変更は、当該利用日の15日前までに、それぞれの申請書を北・中央エリア管理事務所まで提出してください。
- イ 取消について(予備日含む)
取消後は、新規予約はできません。普通利用日となります。
- ウ 内容変更について
 - ・各利用区分における利用時間等の変更については、下記の時刻までに申請してください。
午前：当該利用日の前日16時まで
午後：当該利用日の9時まで
夜間：当該利用日の12時まで
 - ・上記の時刻以降の変更はできません。ただし、荒天等で利用者がその責任を負えない理由で変更をせざるを得なくなった場合は、変更することができます。
 - ・当該利用日に、大会等の日程が時間内に終了しない場合は、速やかに北・中央エリア管理事務所にご連絡ください。

③ 利用前の手続きについて

- ア 主催者は、利用前に北・中央エリア管理事務所窓口へ有料公園施設利用許可申請書を提出し、使用料を支払ってください。また、利用許可証と施設利用プレート（カード）を受け取り、必要な物品を借用してください。
- イ 申請書の提出及び使用料の支払いは、利用当日に行ってください。

④ 利用後の点検・報告について

- ア 主催者は大会等終了後、施設の整備、消灯及び施錠の点検等を行い、速やかに施設利用プレート、貸出物品を北・中央エリア管理事務所窓口に戻却してください。点検票に点検結果を記入してください。

イ 運動施設及び物品等が破損・紛失した場合は、速やかに北・中央エリア管理事務所窓口へ報告してください。報告を受けた職員が、主催者と現場確認を行います。

⑤ 予備日の取扱いについて

予備日を設定している主催者は、大会等最終日の16時までに予備日の取扱いについて北・中央エリア管理事務所までご報告してください。

⑥ 主催者の留意事項

- ア 主催者は、常に北・中央エリア管理事務所からの連絡に対応できるようにしてください。
- イ 救急医薬品持参の他、必要に応じて医師、看護師等を配置してください。救急車の要請は主催者の判断で行い、要請した場合は北・中央エリア管理事務所窓口へ連絡してください。
- ウ 利用を許可された施設以外（コンコース、アプローチデッキ、スタジアム周辺芝生、園路、駐車場及び中央広場等）での練習やウォーミングアップは禁止とします。

(2) 「計画書」の利用予定表に記載された大会等以外の手続きについて

① 利用区分

陸上競技場（カンセキスタジアムとちぎ）・トレーニングルーム・会議室

| 区 分 | 時 間 |
|-----|-----------------|
| 時間外 | 7：30～8：30（準備のみ） |
| 午 前 | 8：30～12：00 |
| 午 後 | 12：00～18：00 |
| 夜 間 | 18：00～21：00 |

② 予約の手続き

ア 陸上競技(カンセキスタジアムとちぎ)

- ・「利用調整会議」にて定められた、大会等以外の専用利用については、原則利用日の2ヶ月前までに申請すれば利用可能です。
- ・普通利用の予約は不要です。利用当日に北・中央エリア管理事務所窓口前の券売機で使用料を支払い、受付をしてください。

イ サッカー(カンセキスタジアムとちぎ)

- ・「利用調整会議」にて定められた大会等以外の大会等の予約については、下記の芝生利用の制限により芝管理上の支障がない場合に限り可能とします。

③ 芝生利用の制限

原則として大会等の予定は1週間以上空けるものとします。

| 天然芝 | 制限内容 | 備考 |
|-----------|--------------------|-------------------------|
| 利用日数 | 週2日まで | 陸上競技大会日含む |
| 1日の利用可能時間 | 240分以内まで (延長含む) | 厳冬期（1～3月中旬） 120分以内まで |

※2日を超える連日の大会においては、その限りではありません。

(3) 使用料の支払いについて

使用料については、「料金表」のとおりとし、詳細については次のように支払ってください。

- ① 大会等の準備のために利用する場合は、使用料を支払ってください。高校生等以下を対象とする大会等またはその準備のために利用する場合は、高校生等以下の使用料を支払ってください。ただし、高校生等以下の大会等に向けた会議については、一般使用料となります。
- ② 大人（指導者を除く）と高校生等以下が共同して利用する場合は、一般使用料を支払ってください。
- ③ 荒天等、利用者がその責任を負えない理由で利用不可となり、申し出によりその理由が認められた場合は、利用していない利用区分についての使用料は返金されます。原則、10時までに北・中央エリア管理事務所にご報告ください。
- ④ 内容変更が、定められた時刻までに申請できなかった場合、利用者は当初の予定に基づき使用料を支払ってください。

(4) その他の留意事項

- ① 高校生等とは、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校その他の施設の学生及び生徒をいいます。
- ② 18時以降、中学生以下の利用は部活動顧問、責任教師、または保護者等の付き添いが必要です。
- ③ 天候や施設の点検、芝生の養生等のため、北・中央エリア管理事務所は各施設の利用を制限する場合があります。
- ④ テントの使用については、主催者側が倉庫内からテント一式の準備・片付けを行ってください。
- ⑤ 運動施設内で喫煙はできません。指定の屋外喫煙所で喫煙してください。